

平成 23 年度 環境省重点施策

平成 22 年 8 月
環 境 省



平成23年度環境省概算要求・要望の概要

【一般会計】

	平成22年度 当初予算額	平成23年度				
		概算要求額	伸率	「特別枠」 要望額 ※1	計	伸率
	億円	億円	%	億円	億円	%
(非公共)						
一般政策経費等	1,018	1,052	3	66	1,117	10
エネルギー特会繰入 ※2	355	290	△ 18	130	420	18
計	1,373	1,342	△ 2	196	1,537	12
(公共)						
廃棄物	591	532	△ 10	0	532	△ 10
自然公園	107	96	△ 10	10	106	△ 1
計	699	629	△ 10	10	639	△ 9
合計	2,072	1,970	△ 5	206	2,176	5

【特別会計】

	平成22年度 当初予算額	平成23年度				
		概算要求額	伸率	「特別枠」 要望額	計	伸率
	※3 億円	億円	%	億円	億円	%
エネルギー特会	(32) 387	(36) 326	△ 16	130	※4 (36) 456	18

合計

	平成22年度 当初予算額	平成23年度				
		概算要求額	伸率	「特別枠」 要望額	計	伸率
	億円	億円	%	億円	億円	%
一般会計＋特別会計 (除:エネルギー特会繰入)	2,104	2,007	△ 5	206	2,212	5

※1 「特別枠」要望額:「元気な日本復活特別枠」要望である。

※2 エネルギー特会:エネルギー対策特別会計である。

※3 上段()は、「剰余金」であり、内数である。

※4 エネルギー特会の計の456億円は、一般会計の繰入額(420億円)に、剰余金(36億円)を加えた額である。

(注1) 四捨五入等の理由により、端数において計数が合致しない場合がある。

(注2) 「元気な日本復活特別枠」要望事項一覧については、別紙を参照のこと。

○環境省行政事業レビューの結果、300億円強(対前年度比約15%)の削減を行った。
その上で、平成23年度概算要求・要望の取りまとめを行った。

「元気な日本復活特別枠」要望事項一覧

環 境 省

1. 地球温暖化対策の一層の推進と雇用の拡大 60億円

○家庭・事業者向けエコリース促進事業 (*) 40億円

CO₂の25%削減には、特に家庭、業務、運輸部門の大幅な排出削減が急務だが、多額の初期投資負担がネックとなり地球温暖化対策は進んでいない。そこで、初期投資負担を軽減できる「リース」を有効活用することにより、低炭素機器の普及を加速化させる。具体的には、低炭素機器のリースを行った場合について、リース金利分（事務手数料等）の助成として、低炭素機器価格の3%を助成する。

○環境コンシェルジュ事業 (*) 20億円 (家庭低炭素化診断&情報提供サービス)

家庭の温室効果ガス排出量削減に向けた実際の行動を促進するため、各家庭のエネルギー利用状況等を診断した上で、中立性、信頼性を確保したきめ細やかなコンサルティングを実施する「環境コンシェルジュ制度」を創設する。

また、一定程度の削減効果が期待されるHEMSや省エネナビ等の「見える化」機器の導入支援により、より詳細に家庭内のエネルギー利用状況、個々の削減効果及び買替効果を可視化し、対策促進を誘導する。

2. 新たなビジネスチャンスの拡大と経済活性化

○日系静脈産業メジャーの育成・海外展開促進事業 13億円 ～廃棄物処理・リサイクルシステムをパッケージとして海外展開～

急速な経済発展のため、廃棄物の適正処理・3Rが進んでいないアジア圏途上国をターゲットとして、政府、自治体、事業者等が相互に連携しながら、廃棄物処理・リサイクルシステムをパッケージ化して海外展開することを支援する。具体的には先行企業グループによる我が国静脈産業の海外事業化の実績づくりを進め、さらに、先行事例に続き、静脈産業の海外展開を進めるため、次世代静脈産業メジャーの育成を支援する。

3. 都市環境改造や自然を活かした元気な地域づくり 65億円

○チャレンジ25地域づくり事業 (*) 50億円 ～「環境未来都市」を見据えた低炭素社会基盤の集中整備～

「新成長戦略」に位置づけられた「環境未来都市」の具体化を見据え、CO₂削減ポテンシャル総量の多い事業を行うエリア等を選定し、国が強力にリードして、「核」となる「新しい低炭素社会基盤」の集中整備を行う。具体的には、①地域冷暖房等による低炭素地域づくりや中心市街地の低炭素化等に対する補助事業、②工場廃熱等の都市未利用熱の活用や低炭素型交通システムの導入等に係る実証事業、を実施する。

○生物多様性の保全・活用による元気な地域づくり事業 15億円

シカなどの鳥獣被害や過疎に苦しむ等、疲弊した地域経済の自立と活性化へ寄与するため、自然環境の保全・活用に意欲的に取り組む地域を対象に「人材・プログラムづくり」を行うとともに、「基盤づくり」として、国立公園等において、山岳地等の自然資源の保護管理や質の高い利用サービス、エコツーリズムに活用する情報提供拠点等の整備を実施する。これらにより、国内外の観光客を呼び込み、地域の雇用を創出・確保し、元気な地域をつくる。

4. 安全・安心な子育て環境づくりと生命科学の発展基盤整備

○子どもの健康と環境に関する全国調査(エコチル調査) 20億円

10万組の親子を対象とした大規模かつ長期の追跡調査を実施することにより、化学物質への曝露等の環境要因が子どもの健康に与える影響を明らかにし、子どもの健康を守るためのリスク管理体制構築を通じて、次世代育成に係る健やかな環境の実現を図るとともに、健康分野の科学技術の発展に繋がる研究基盤を整備する。

5. グリーン・イノベーションの推進と雇用の拡大 48億円

○環境研究総合推進費(競争的資金) 28億円

政府全体における研究・技術開発の重点2本柱の一つである「グリーン・イノベーション」を推進する一環として、研究・技術開発の成果を社会に「適用」してイノベーションにつなげていく研究開発(領域横断研究、地域連携研究、低炭素社会早期達成研究、生物多様性確保のための研究及び日系静脈産業メジャーの海外展開に資する次世代廃棄物処理技術開発)を強化・推進していく。

○地球温暖化対策技術開発等事業(競争的資金)(*) 20億円

「グリーン・イノベーション」を推進する一環として、温室効果ガスの排出削減及び再生可能エネルギーの導入目標の達成のみならず、新規市場・新規雇用の創出にも資する地球温暖化対策技術の開発について、新たに「再生可能エネルギー・トレードオフ克服技術開発領域」を設け、風力・中小水力・地熱発電等の導入において懸念されている自然環境、生活環境への悪影響の克服のための技術開発を実施することにより、再生可能エネルギーの導入を加速する。

計

206億円

(うち、エネ特会(*)分としては130億円)

平成23年度環境省重点施策 －持続可能な社会と成長の両立を目指して－

<はじめに>

現在、我が国は、経済が長期間低迷を続けるという深刻な状況にあります。他方、2020年までに温室効果ガスを25%削減するという中期目標の実現など、持続可能な社会づくりに向けた様々な課題を抱えています。本年6月に閣議決定された「新成長戦略」においては、環境保全など社会・経済が抱える課題の解決を新たな需要や雇用創出のきっかけとして、それを経済の成長につなげる「課題解決型」の国家戦略という考え方が示されました。

環境保全の分野でも、「新成長戦略」で示された方向性に沿って、温室効果ガス25%削減目標など長期的観点から必要な目標を掲げ、その達成のために様々な取組を総動員することにより、技術開発の促進、世界に先駆けたモノやサービスの提供等が可能となります。こういった取組を通じて、「強い経済」を実現し、元気な日本を復活させていかなければなりません。

また、本年11月にメキシコで開催される気候変動枠組条約第16回締約国会議（COP16）や、本年10月に名古屋市で開催される生物多様性条約第10回締約国会議（国連地球生きもの会議）の成果を踏まえ、途上国支援等の国際貢献を積極的に推進するとともに、関連の国内対策を着実に実施すること等により、環境外交において我が国が主導的役割を果たしていくことが必要です。

特に、中国を始めとする経済成長著しいアジア諸国とは、環境保全のあらゆる分野で連携を強化することにより、これらの国の持続可能な社会づくりに貢献すると同時に、日本企業がアジアの環境市場に応えられるよう促していくことが必要です。

さらに、人を大切にし、命を守るという環境行政の基本的な姿勢を堅持し、安全・安心な生活を実現するための取組を、引き続き着実に実行していくことも必要です。

平成23年度は、このような基本認識の下、「25%削減と成長が両立する低炭素社会づくり等持続可能な社会に向けた取組」、「日本とアジアの安定した成長を支える循環型社会実現に向けた取組」、「国連地球生きもの会議（COP10）の成果を踏まえた自然共生社会実現に向けた取組」及び「安全・安心な生活を実現するための取組」の4つの柱を掲げ、持続可能な社会と成長の両立を目指して、積極的、総合的に各種施策を展開してまいります。

平成23年度環境省重点施策 目次

<u>I. 平成23年度環境省概算要求・要望の概要</u>	1
一 25%削減と成長が両立する低炭素社会づくり等持続可能な社会に向けた取組	1
1. 低炭素社会づくりを迅速に推進するための取組	1
(1) 低炭素社会づくり推進のための基盤整備	1
(2) 環境にやさしく、快適な暮らしに向けた取組の促進	1
(3) 再生可能エネルギー等の技術の開発・普及	2
(4) 企業活動の低炭素化に向けた取組	2
2. 持続可能な社会に向けた社会経済の仕組みの変革	2
(1) 環境ビジネス・環境技術への資金供給（ファイナンス）の推進	2
(2) 持続可能な地域・街づくりの推進	3
(3) 「新しい公共」を通じた持続可能な社会を担う人づくり	3
(4) 環境アセスメントを通じた各種事業における環境配慮の一層の深化	3
(5) 環境経済成長を支えるグリーン・イノベーションの推進等	3
3. 低炭素社会づくり等の世界への展開	4
(1) コペンハーゲン合意を踏まえた国際戦略の推進	4
(2) 新たな国際排出削減・吸収クレジットメカニズムの構築	4
(3) 東アジア共同体構想を始めとする国際連携の強化	4
二 日本とアジアの安定した成長を支える循環型社会実現に向けた取組	5
1. 世界に通用する静脈産業の育成	5
(1) 静脈産業メジャーの海外展開等	5
(2) 国内静脈産業ビジネスの基盤強化	5
2. 地域における循環資源の高度利用等	5
(1) 循環型社会と低炭素社会の統合的実現	6
(2) 循環型社会の高度化に向けたビジョン・戦略の策定	6
3. 安全・安心な廃棄物処理・リサイクルの推進	6
三 国連地球生きもの会議（COP10）の成果を踏まえた自然共生社会実現に に向けた取組	7
1. 国連地球生きもの会議（COP10）の成果を踏まえた生物多様性保全の取組	7
(1) 国際貢献の推進	7
(2) 国内における生物多様性保全対策の推進	7
2. 人と生きものが共生する社会の実現	7
(1) シカを始めとした野生鳥獣の管理の充実	7
(2) 希少な野生動植物の保護の推進	8
(3) 動物の愛護・管理の推進	8
3. 成長戦略の実現に向けた自然資源の活用や国立公園等の魅力づくりの推進	8
(1) 優れた自然資源を活用した地域の活性化	8
(2) 国立公園等の魅力づくり	8

四	安全・安心な生活を実現するための取組	10
1.	水俣病を始めとする公害健康被害者対策等	10
2.	国民の安全・安心の基礎となる環境管理の推進	10
(1)	身近な大気生活環境の保全	10
(2)	次世代自動車の導入促進を始めとする交通環境負荷の低減	10
(3)	多面的な負荷低減対策、リスク管理の徹底による水・土壌環境等の改善	11
(4)	単独処理浄化槽の転換など浄化槽の更なる整備の推進	11
(5)	水ビジネスやコベネフィット・アプローチなど「安全・安心」の アジアへの展開	11
(6)	越境汚染対策の推進	12
3.	化学物質対策の推進	12
(1)	包括的な化学物質対策の確立や新たな課題への対応	12
(2)	国際的な課題への対応	12
○	25%削減達成に向けて実施する必要がある地球温暖化対策予算に係る 基本的考え方	13
Ⅱ.	<u>平成23年度環境省税制改正要望の概要</u>	14
Ⅲ.	<u>平成23年度環境省財政投融资に関する要求の概要</u>	21

I. 平成23年度環境省概算要求・要望の概要

一 25%削減と成長が両立する低炭素社会づくり等持続可能な社会に向けた取組

我が国は、すべての主要国による公平かつ実効性のある国際的枠組の構築と意欲的な目標の合意を前提に、温室効果ガス排出量を1990年比で2020年までに25%削減することを表明している。また、更に長期的な観点から、2050年までに80%削減することを明らかにしている。

これらの中長期目標の達成など環境保全に関する課題の解決をきっかけとし、これを成長につなげるため、様々な施策を迅速に実施し、低炭素社会づくり等持続可能な社会づくりを強力に推し進める。また、地球温暖化対策に関するすべての施策の基礎となる地球温暖化対策基本法案の早期成立を図り、これに基づき具体的な施策を推進する。さらに、地球規模での低炭素社会づくりに向けて途上国、特にアジア諸国との協力、連携を強化する。

1. 低炭素社会づくりを迅速に推進するための取組

温室効果ガス25%削減目標など中長期目標を実現する低炭素社会づくりは、あらゆる部門での取組が不可欠である。低炭素社会づくりの基礎となる制度を構築するとともに、中長期の地球温暖化対策のロードマップを策定しつつ、民生、エネルギー、企業などの各分野で様々な施策を迅速に実施し、低炭素社会づくりに向けた取組を促進する。

(1) 低炭素社会づくり推進のための基盤整備

温室効果ガス25%削減など中長期目標を達成するためには、中長期の地球温暖化対策のロードマップを示した上で、社会全体を低炭素化へ動かす仕組みを構築することが不可欠である。このため、地球温暖化対策のための税の導入やキャップ・アンド・トレード方式による国内排出量取引制度の創設等を行い、費用対効果の高い政策を具体化する中で、排出削減に経済的インセンティブを与え、削減努力をした者が報われるような社会基盤を整備する。また、国内のプロジェクトによる排出削減・吸収量を認証する「オフセット・クレジット（J-V E R）制度」について、国内排出量取引制度の制度設計も見据え、改善・拡充を図る。

※（ ）内は平成22年度当初予算額。以下同じ。

【主な予算措置】	百万円
・国内排出量取引推進事業	3,600(2,000)
・地球温暖化対策のための税を含む税制のグリーン化検討経費	25(25)
・(新)地球温暖化対策に係る中長期ロードマップ精緻化検討費	200(0)
・カーボン・オフセット推進事業	300(189)
・(新)国内排出削減・吸収プロジェクト開拓支援事業	300(0)

(2) 環境にやさしく、快適な暮らしに向けた取組の促進

中長期目標の達成のためには、民生部門での排出削減の取組を加速することが必要である。このため、低炭素機器等を対象としたエコリースを促進する事業、家庭の省CO2行動等のコンサルティングを行う環境コンシェルジュ制度など、家庭の低炭素化に向けた取組を支援する。

【主な予算措置】	百万円
・(新) 家庭・事業者向けエコリース促進事業<「特別枠」要望>	4,000(0)
・(新) 環境コンシェルジュ事業<「特別枠」要望> (家庭低炭素化診断&情報提供サービス)	2,000(0)

(3) 再生可能エネルギー等の技術の開発・普及

バイオ燃料、海洋エネルギーなどの再生可能エネルギーの導入について、2020年までに、一次エネルギー供給に占める割合を10%とする目標の達成に向け、技術の開発及び普及を促進する。

【主な予算措置】	百万円
・バイオ燃料導入加速化事業	3,993(2,956)
・温泉エネルギー活用加速化事業	850(50)
・(新) 洋上風力発電実証事業	1,500(0)
・(新) 家庭用太陽熱利用システム普及加速化事業	1,520(0)

(4) 企業活動の低炭素化に向けた取組

環境は、我が国の強みを活かし、今後も成長が期待できる分野である。サプライチェーンにおける削減の推進等、企業活動の低炭素化に向けた取組を強力に支援することにより、これらの取組が我が国の経済成長を牽引するよう促す。

【主な予算措置】	百万円
・サプライチェーンにおける排出削減量の見える化推進事業	149(29)
・省エネ自然冷媒冷凍等装置導入促進事業	500(160)
・フロン等対策推進調査費	171(143)

2. 持続可能な社会に向けた社会経済の仕組みの変革

個別分野の取組の基盤として、世界に先駆けて環境保全の視点を大胆に社会・経済活動に織り込み、国際競争力を強化しながら、環境・経済・社会が相互に高め合う社会経済の仕組みを構築する。また、こうした観点から環境基本計画の見直しを進めていく。

(1) 環境ビジネス・環境技術への資金供給（ファイナンス）の推進

我が国の社会経済を根本から持続可能な仕組みにつくり変えるために、環境ビジネス・環境技術に十分な資金が供給されるよう、低炭素機器等を対象としたエコリースを促進する事業、環境に配慮した設備投資への融資の促進、環境情報の開示促進等により、環境金融を推進する。

【主な予算措置】	百万円
・(新) 家庭・事業者向けエコリース促進事業（再掲）<「特別枠」要望>	4,000(0)
・環境配慮型経営促進事業に係る利子補給事業	500(350)
・環境金融情報開示・行動原則等推進事業	35(21)

(2) 持続可能な地域・まちづくりの推進

我が国全体で持続可能な社会づくりを推進するためには、「新成長戦略」に位置付けられた「環境未来都市」をはじめとして、地域における積極的な取組が不可欠である。このため、地域特性に応じた低炭素地域づくりの設計図の策定手法を示すとともに、未利用エネルギーの面的利用等をはじめとする効果的な対策の集中導入を支援するチャレンジ25地域づくり事業等を実施することにより、地域資源を活かしたコンパクトな低炭素地域・まちづくりを進める。

【主な予算措置】	百万円
・ 地方公共団体実行計画実施推進事業費	140(50)
・ (新) チャレンジ25地域づくり事業～「環境未来都市を見据えた低炭素社会基盤の集中整備～ <「特別枠」要望>	5,000(0)

(3) 「新しい公共」を通じた持続可能な社会を担う人づくり

持続可能な社会づくりに向けて、環境教育の基盤整備を図りつつ、様々な主体の参加と協働により問題解決に当たる「新しい公共」の具体的な実践として、持続可能な開発のための教育（ESD）による担い手の育成や、幅広い世代への環境教育等を進めるとともに、NPO等の環境保全活動を支援する。

【主な予算措置】	百万円
・ 環境分野における「新しい公共」推進事業	112(107)
・ みんなエコクラブ推進事業	150(133)

(4) 環境アセスメントを通じた各種事業における環境配慮の一層の深化

各種事業における環境配慮を深化させるため、環境影響評価法改正案の成立を見据え、環境省における審査体制の強化や環境アセスメントの円滑化等により、低炭素社会づくりを含めた環境配慮を一層促進する。

【主な予算措置】	百万円
・ 環境影響評価法の改正に伴う制度運用等及び審査体制強化事業	217(122)
・ 低炭素社会実現に向けた発電所に関する環境影響評価関係事業	169(69)

(5) 環境経済成長を支えるグリーン・イノベーションの推進等

グリーン・イノベーションをもたらす環境技術の研究開発及びそれらの成果の社会への適用を実施するとともに、持続可能な社会への転換に向け、経済学的分析を踏まえた政策研究を推進する。また、環境産業の成功・失敗要因の分析やビジネスチャンスの増大策の検討等を行い、環境と成長が両立した社会の実現を図る。

【主な予算措置】	百万円
・ 環境研究総合推進費（競争的資金）	9,769(7,007)
	＜うち「特別枠」要望分2,762＞
・ 地球温暖化対策技術開発等事業（競争的資金）	7,000(5,022)
	＜うち「特別枠」要望分2,000＞

- ・世界に貢献する環境経済の政策研究 400(400)
- ・(新)企業との連携を通じた環境成長要因の分析活用事業 50(0)
- (環境成長エンジン(コンソーシアム)の構築)

3. 低炭素社会づくり等の世界への展開

コペンハーゲン合意に基づく次期枠組の実現に向けて、積極的に交渉を進めるとともに、途上国支援を着実に実施する。また、アジアを成長のフロンティアと位置づけ、アジア諸国の低炭素社会づくりに協力することにより、アジアにおける環境対策と我が国の環境産業のアジアにおける展開を促進する。

(1) コペンハーゲン合意を踏まえた国際戦略の推進

すべての主要国が参加する公平かつ実効的な次期枠組の実現に向けた我が国としての提案を検討し、主要国に積極的な働きかけを行うとともに、各国の削減対策の有効性評価や、削減対策に関する測定・報告・検証(MRV)の実施のための指針づくりを行うこと等を通じ、国益と地球益の両立を目指す。

【主な予算措置】	百万円
・次期国際枠組みづくり推進経費	137(137)

(2) 新たな国際排出削減・吸収クレジットメカニズムの構築

我が国が世界に誇るクリーンな技術や製品、インフラ、生産設備等の提供を行った企業が適切に評価されるよう、また、途上国における森林減少及び劣化への対策等も気候変動対策として適切に評価されるよう、既存の京都メカニズムの改善や新たなメカニズムの構築を提案する。

【主な予算措置】	百万円
・新たな国際排出削減・吸収クレジットメカニズムの構築等事業	1,153(807)
・新たな国際排出削減・吸収クレジットメカニズムの構築に係る 実現可能性調査費	70(18)
・途上国の森林に係る削減・吸収量の測定事業	200(39)

(3) 東アジア共同体構想を始めとする国際連携の強化

クリーンアジア・イニシアティブ等一連の国際環境協力の推進を通じてアジア諸国との連携を強化することにより、アジアにおける低炭素社会づくりを始めとした持続可能な社会の形成を促進するとともに、我が国の環境産業の展開に資する基盤整備を行う。また、国連持続可能な開発会議(リオ+20)に向けた議論に積極的に貢献する。

【主な予算措置】	百万円
・(新)国際連携戦略推進費	87(0)
・東アジア共同体環境協力推進費	245(262)
・CDMを利用したコベネフィット実現促進・支援事業費	807(704)

二 日本とアジアの安定した成長を支える循環型社会実現に向けた取組

世界に通用する静脈産業を育成することにより、日本経済の成長を牽引すると同時に、我が国の静脈産業のアジアへの展開を促進し、アジアでの循環型社会構築をリードする。また、循環型社会づくりや廃棄物・リサイクル分野における低炭素社会づくりに向けた地域取組を支援するとともに、引き続き安全・安心な廃棄物処理を推進する。

1. 世界に通用する静脈産業の育成

循環型社会づくりを通じて日本経済の発展を先導するため、静脈産業の更なる成長を目指す。特に、急激な成長を実現しているアジア諸国の廃棄物問題を、我が国の優れた廃棄物・リサイクル技術を活用して解決するため、我が国の静脈産業の海外展開を積極的に支援する。

(1) 静脈産業メジャーの海外展開等

世界に通用する静脈産業メジャーの育成とその海外展開を支援するとともに、アジア 3 R 推進フォーラム等の国際的協力枠組を活用した国際的な循環型社会の構築を戦略的に展開する。また、廃棄物輸入の円滑化を通じた新たなビジネスの創出と、アジア地域循環への貢献を同時に実現する。

【主な予算措置】

百万円

- ・(新) 日系静脈産業メジャーの育成・海外展開促進事業<「特別枠」要望>
～廃棄物処理・リサイクルシステムをパッケージとして海外展開～ [2,762]
1,300(0)
- ※上段[]書は、環境研究総合推進費の中で要望している「静脈産業の海外展開に資する技術開発」(1,462百万円)を加えた額である。
- ・アジア低炭素・循環型社会構築力強化プログラム事業 172(152)
- ・廃棄物等の越境移動に係る国際的環境問題対策費 72(73)

(2) 国内静脈産業ビジネスの基盤強化

使用済み製品等に係るリユース事業等や 3 R 活動による環境負荷低減効果の見える化を推進するとともに、次世代廃棄物処理技術の研究を推進すること等により、国内静脈産業ビジネスの基盤強化を図る。

【主な予算措置】

百万円

- ・循環型社会づくりビジネス支援事業 251(220)
- ・産業廃棄物処理業経営基盤安定化・振興対策検討費 33(34)
- ・リデュース・リユースを重視した 3 R 強化・促進プログラム「見える化」推進費 51(36)
- ・環境研究総合推進費(競争的資金)(再掲) 9,769(7,007)の内数
のうち「特別枠」要望分2,762>

2. 地域における循環資源の高度利用等

廃棄物・リサイクル分野において、地域における低炭素社会づくりに貢献するため、廃棄物焼却時の熱回収や廃棄物系バイオマスの利活用等を推進する。また、地域循環圏

の高度化等、地域からの循環型社会づくりを支援する。

(1) 循環型社会と低炭素社会の統合的実現

廃棄物処理施設で発生する熱の利用の多様化・効率化を促進する高効率熱回収施設の整備や廃棄物系バイオマスの利活用を推進する等、廃棄物・リサイクル分野における温暖化対策を強化する。

【主な予算措置】	百万円
・循環型社会形成推進交付金（公共）（浄化槽分を除く）	31,635(35,125)
・廃棄物エネルギー導入・低炭素化促進事業	1,548(1,300)
・(新)廃棄物系バイオマス利用推進事業	57(0)
・(新)不法投棄等の支障除去等事業完了後の跡地等の有効活用モデル事業	200(0)
・(新)廃棄物処理の3R化・低炭素化改革支援事業	66(0)

(2) 循環型社会の高度化に向けたビジョン・戦略の策定

中長期の循環型社会づくりに向けて2030年の物質循環のグランドデザインを提示するとともに、地域循環圏の発展のための戦略を策定し、循環型社会の構築を推進する。

【主な予算措置】	百万円
・(新)2030年循環型社会のグランドデザイン検討・実現事業	31(0)
・低炭素型「地域循環圏」整備推進事業	64(64)

3. 安全・安心な廃棄物処理・リサイクルの推進

人の健康や生活環境に深刻な悪影響を及ぼすPCB廃棄物、アスベスト廃棄物を始めとした有害廃棄物等の適正かつ安全な処理を推進する。また、不法投棄等の残存事案への着実な対応を図る。

【主な予算措置】	百万円
・特別管理廃棄物処理基準等設定費	39(11)
・PCB廃棄物適正処理対策推進事業	100(107)
・クリアランス廃棄物管理システム整備費	21(18)
・産業廃棄物不法投棄等原状回復措置推進費補助金	3,670(3,670)

三 国連地球生きもの会議（COP10）の成果を踏まえた自然共生社会実現に向けた取組

平成22年開催の生物多様性条約第10回締約国会議（「国連地球生きもの会議」、COP10）の成果を踏まえて、生物多様性の保全や持続可能な利用を促進し、人と自然が共生する社会の実現に向けた取組を推進する。

1. 国連地球生きもの会議（COP10）の成果を踏まえた生物多様性保全の取組

国連地球生きもの会議の成果を踏まえて、途上国支援等の国際貢献を推進するとともに、国内における生物多様性保全対策を着実に実施する。

（1）国際貢献の推進

COP10において取りまとめられる今後10年間の生物多様性の世界目標である「ポスト2010年目標」の達成に向けて途上国の支援を行う。また、COP10で立ち上げられる「SATOYAMAイニシアティブ」に関する国際パートナーシップの運営に向けた取組、IPBES（生物多様性と生態系サービスに関する政府間科学政策プラットフォーム）の事務局招致も念頭に置いた取組など、生物多様性保全の分野における国際貢献を推進する。

【主な予算措置】	百万円
・生物多様性条約拠出金（生物多様性日本基金等）	1,040（1,033）
・国連大学拠出金（国際SATOYAMAイニシアティブ構想推進事業）	160（150）
・地球規模生物多様性モニタリング推進事業費	573（500）

（2）国内における生物多様性保全対策の推進

生物多様性保全のための保護地域の拡大に向けて、その中核を担う国立・国定公園の新規指定・拡張及び海洋保護区の設定を推進するほか、里地里山の保全活用活動を支援する。また、遺伝資源に関するアクセスと利益の配分（ABS）を始めとする経済的措置等について、国際的な議論も踏まえ検討する。

【主な予算措置】	百万円
・（新）生物多様性国家戦略推進費	40（0）
・国立・国定公園総点検事業費	36（36）
・海域の国立・国定公園保全管理強化事業費	120（95）
・海洋生物多様性保全推進事業費	46（58）
・里地里山保全活用行動推進事業	91（91）
・（新）ポスト2010年目標の実現に向けたCOP10主要課題検討調査費	105（0）

2. 人と生きものが共生する社会の実現

人と生きものが共生する社会の実現に向けて、希少な動植物の保護、野生鳥獣の管理、ペット等の動物の愛護等を推進する。

（1）シカを始めとした野生鳥獣の管理の充実

自然植生や農林業への被害が深刻となっているシカ等の野生鳥獣の管理や、それ

に係る人材育成を推進するとともに、野生鳥獣が感染・伝播する可能性のある感染症の対策の充実を図る。

【主な予算措置】	百万円
・ 国立公園等における大型獣との共生推進費	81(65)
・ 鳥獣保護管理に係る人材育成事業	43(48)
・ 野生鳥獣感染症対策事業費	101(80)

(2) 希少な野生動植物の保護の推進

種の保存法を始めとした希少野生動植物の保全のあり方を検討するとともに、希少野生動植物生息地における外来種対策等を実施する。

【主な予算措置】	百万円
・ (新) 今後の希少野生動植物の保全制度等のあり方検討調査費	20(0)
・ 特定外来生物防除等推進事業	380(349)
・ (新) 絶滅のおそれのある種の野生順化関連施設整備	40(0)

(3) 動物の愛護・管理の推進

動物愛護管理のあり方を検討するとともに、動物を収容・譲渡するための施設整備への支援や、ペットフードの安全に関する取組を推進する等動物愛護管理の一層の強化に取り組む。

【主な予算措置】	百万円
・ 動物適正飼養推進・基盤強化事業	59(59)
・ 動物収容・譲渡対策施設整備費補助	100(100)
・ 飼養動物の安全・健康保持推進事業費	21(27)

3. 成長戦略の実現に向けた自然資源の活用や国立公園等の魅力づくりの推進

新成長戦略を踏まえ、優れた自然資源を活用して経済的な困難等の問題を抱える地域を活性化するための施策を推進するとともに、魅力ある国立公園等づくりに取り組む。

(1) 優れた自然資源を活用した地域の活性化

自然観光資源の発掘、魅力あるプログラムの開発、持続可能な利用のルールづくり、ガイド等の人材育成に取り組むとともに、エコツーリズム拠点施設の整備や新しい発想による山岳トイレの時限的整備、オーバーユースによる環境劣化対策等の基盤づくりを実施し、疲弊した地域経済の自立と活性化へ寄与する。

【主な予算措置】	百万円
・ (新) 生物多様性の保全・活用による元気な地域づくり事業<「特別枠」要望>	1,500(0)

(2) 国立公園等の魅力づくり

国民が誇るべき生物多様性の屋台骨であるとともに、観光立国のための重要な資源である国立公園等の魅力を一層高める取組を推進する。

【主な予算措置】	百万円
・(新)日光国立公園「那須平成の森」管理運営体制構築事業	50(0)
・国立公園等における協働型管理運営推進事業	101(55)
・特定民有地買上事業費	368(244)
・自然公園等事業費(公共)	9,646(10,718)

四 安全・安心な生活を実現するための取組

国民の安全と安心の確保は、環境行政の原点である。水俣病を始めとした公害健康被害対策等に引き続き真摯に取り組む。

また、新たな課題を踏まえ、国民の安全・安心の基礎となる環境管理及び化学物質対策を着実に実施する。

さらに、我が国の高い能力を活用して海外における環境管理の向上に貢献するとともに、これを我が国の成長に活かす取組を推進する。

1. 水俣病を始めとする公害健康被害者対策等

水俣病被害者救済特別措置法や閣議決定等に基づき、水俣病被害者の救済や、水俣病発生地域の振興、医療・福祉施策の充実等に取り組むとともに、石綿健康被害の救済、毒ガス弾等対策を着実に実施する。

【主な予算措置】	百万円
・水俣病総合対策関係経費等	12,332(11,591)
・(新)石綿関連疾患統合データベース構築事業	20(0)
・茨城県神栖市における有機ヒ素化合物による環境汚染及び健康被害に係る緊急措置事業費	110(110)
・有機ヒ素化合物の汚染源周辺地域における高濃度汚染対策	284(284)

2. 国民の安全・安心の基礎となる環境管理の推進

身近な大気生活環境保全対策を推進するとともに、交通環境負荷の低減等に取り組む。また、多面的な負荷削減対策による水環境の改善、土壌・地下水汚染等の未然防止やリスク管理を進める。さらに、環境管理の分野において我が国の能力を活かしたアジア等への戦略的な国際協力を推進するとともに、越境汚染対策に取り組む。

(1) 身近な大気生活環境の保全

微小粒子状物質（PM2.5）に関する総合的な対策の推進や、石綿の飛散防止対策の徹底を図る。また、風力発電施設からの騒音・低周波音の低減対策を推進する。

【主な予算措置】	百万円
・有害大気汚染物質等対策推進費	190(216)
・微小粒子状物質（PM2.5）総合対策費	266(200)
・アスベスト飛散防止総合対策費	51(54)
・低周波音の影響に関する検討	19(19)

(2) 次世代自動車の導入促進を始めとする交通環境負荷の低減

次世代自動車等の普及促進・技術開発を推進するための事業を実施するとともに、自動車NOx・PM法など自動車等大気汚染対策に関する次期枠組の検討を行う。

【主な予算措置】	百万円
・自動車等大気環境総合対策費	369(381)

・自動車排出ガス・騒音規制強化等推進費	84(82)
・先進的次世代車普及促進事業	357(145)

(3) 多面的な負荷低減対策、リスク管理の徹底による水・土壌環境等の改善

湖沼の水質保全施策の総合的な見直しや閉鎖性海域の水質の一斉点検を行うとともに、地下水汚染の未然防止に係る新たな制度、土壌環境の特性を踏まえた基準等、農薬の生態リスクの新たな評価手法等を検討すること等により、水環境の保全等を図る。

【主な予算措置】	百万円
・(新)窒素、りん排水規制に係る全国閉鎖性海域一斉点検	20(0)
・(新)湖沼流域水循環健全化事業	152(0)
・地下浸透の防止による地下水汚染対策推進費	21(11)
・土壌汚染調査・対策手法等検討費	157(135)
・(新)農薬水域生態リスクの新たな評価手法確立事業	20(0)

(4) 単独処理浄化槽の転換など浄化槽の更なる整備の推進

2千万人に及ぶ污水处理施設の未普及人口を解消するため、浄化槽整備を推進、特に単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換を促進するとともに、民間活用による新たな浄化槽整備・管理のあり方を検討する。また、日本のし尿処理システムの国際的普及を図っていく。

【主な予算措置】	百万円
・循環型社会形成推進交付金（公共）（浄化槽分）	10,527(11,688)
・(新)民間活用による新たな浄化槽整備・管理のあり方検討調査費	15(0)
・し尿処理システム国際普及推進事業費	18(20)

(5) 水ビジネスやコベネフィット・アプローチなど「安全・安心」のアジアへの展開

安全・安心の基礎となる環境管理の分野においても、我が国の高い能力を成長に活かしていく取組が必要である。また、我が国は食料等の多くを輸入に頼っているため、水の問題は安全保障に直結している。このような認識の下、アジアの近隣諸国の水環境の改善を図るためのモデル事業を行う。

また、コベネフィット・アプローチの推進のための取組やアジア各国共通の環境対策技術の実証・認証制度の構築に向けた取組を実施する。

【主な予算措置】	百万円
・コベネフィット・アプローチ推進事業	232(80)
・(新)日中窒素・リン処理を含めた分散型排水処理モデル事業	96(0)
・(新)アジア水環境改善モデル事業	47(0)
・日本モデル環境対策技術等の国際展開	146(146)
・CDMを利用したコベネフィット実現促進・支援事業費（再掲）	807(704)

(6) 越境汚染対策の推進

我が国への影響が懸念される黄砂、海洋ゴミ等の越境汚染対策に係る日中韓等の枠組を通じた協力を推進する。

【主な予算措置】	百万円
・越境大気汚染対策推進費	458(431)
・東アジア酸性雨モニタリングネットワーク拠出金	90(96)
・漂流・漂着・海底ゴミに係る削減方策総合検討事業費	204(220)

3. 化学物質対策の推進

子どもの健康や生態系への配慮、国際的対応といった観点から、包括的な化学物質対策を積極的に推進する。

(1) 包括的な化学物質対策の確立や新たな課題への対応

化学物質の製造から廃棄までの全段階を通じた対応、予防的アプローチを踏まえた未説明問題への対応、様々な主体の参加促進等により、包括的な化学物質対策の確立を図る。

また、大規模な疫学調査等を通じて子どもの健康に影響を与える環境要因を明らかにする。

【主な予算措置】	百万円
・優先評価化学物質等のリスク評価等実施・向上事業	70(51)
・(新)高濃縮性化学物質による生態系への影響対策検討業務	30(0)
・化学物質の内分泌かく乱作用に関する評価等推進事業	257(255)
・(新)国民参加型の政策形成推進事業	11(0)
・子どもの健康と環境に関する全国調査(エコチル調査)	5,140(3,140)
<うち「特別枠」要望分>	2,000

(2) 国際的な課題への対応

国際的な水銀汚染の防止のための条約づくりに貢献し、「水俣条約」の実現に向けて取り組む。また、アジア諸国の化学物質対策の向上に向けて連携を強化する。

【主な予算措置】	百万円
・(新)水銀規制に関する条約制定推進事業	67(0)
・国際的観点からの有害金属対策戦略策定基礎調査	50(69)
・POPs(残留性有機汚染物質)条約総合推進費	203(220)
・日中韓化学物質審査規制制度調和推進事業	30(19)
・(新)アジア地域有害性評価手法等対策能力向上推進事業	20(0)

○ 25%削減達成に向けて実施する必要がある地球温暖化対策予算に係る基本的考え方について

地球温暖化対策については、京都議定書の目標達成のための施策の強化に加え、「2020年までに1990年比25%削減」の達成と新成長戦略の柱であるグリーンイノベーションによる成長を実現するため、低炭素社会への経済社会の変革を図る温室効果ガスの削減目標の達成のための施策を展開することが必要である。

特に、温室効果ガス排出量の削減の進捗が遅れている中小事業者や家庭を中心に、機器や設備の更新等を大胆にかつ加速度を持って進め、需要サイドから経済社会を変革し、温室効果ガスの排出削減と成長が両立した低炭素社会を構築していかなければならない。

環境省としては、従前の特別会計で実施する施策に加え、以下の施策に責任を持って取り組む。環境省の要望する地球温暖化対策のための税の創設の取扱いとあわせ、予算編成の過程において検討することをお願いしたい。

1. 日々の暮らしのエコ化促進事業
2. チャレンジ25 低炭素地域づくり加速化事業
3. 地球温暖化対策加速化支援無利子融資事業
4. 排出削減クレジット活用低炭素ビジネス支援事業
5. 我が国・途上国間における win-win 型国際排出削減等クレジットメカニズム推進事業

Ⅱ. 平成 23 年度環境省税制改正要望の概要

1 地球温暖化対策（低炭素化促進）のための税制全体のグリーン化

(1) 「地球温暖化対策のための税」を含む税制のグリーン化

ア 「地球温暖化対策のための税」については、平成 22 年度税制改正大綱において、「平成 23 年度実施に向けた成案を得るべく、更に検討を進め」ることとされ、所得税法等の一部を改正する法律附則にも、その旨が規定された。

温室効果ガスの削減目標を、あらゆる政策を総動員して実現を目指していかなければならない中、別紙のような「地球温暖化対策のための税」の平成 23 年度からの導入を図る。

「地球温暖化対策のための税」は、環境の観点から税体系を再構築する税制のグリーン化の根幹をなすものであり、

- ・課税によるCO₂排出抑制に加え、課税により確保した税収を地球温暖化対策に使うことで、CO₂排出抑制への二重の効果と、環境関連産業の成長を通じた経済活性化をともに期待できる
- ・家庭部門や、運輸部門の多くの部分、各部門にわたる小規模事業者を含め、幅広い分野でCO₂排出抑制効果を期待できる

ことから、CO₂削減のための最重要な政策手段の一つである。

なお、「地球温暖化対策のための税」の最終的な税目については、用途となる歳出の具体的内容、CO₂排出抑制効果をはじめ地球温暖化対策の中での位置づけ等を勘案の上、年末までに決定する。

イ 個別税制のグリーン化については、下記（2）以下のとおり進める。

(2) 住宅省エネリフォームに係る投資型減税【延長】（所得税）

既存住宅の省エネ改修に係る所得税の税額控除（投資型減税）の措置を 2 年延長する。

現行：一定の省エネ改修工事（※1）を行った場合に、その標準的な工事費用と実際の工事費用の額とのいずれか少ない金額（※2）の 10%をその年分の所得税額から控除。

（適用期限：平成 22 年 12 月 31 日）

(※1) ①居室の全ての窓の改修工事、又は①とあわせて行う②床の断熱工事、③天井の断熱工事、④壁の断熱工事、⑤太陽光発電装置設置工事（①～④については、改修部位の省エネ性能がいずれも平成 11 年基準以上となるもの、⑤については一定のものに限る。）

(※2) 工事費用は 200 万円を限度とする。ただし、太陽光発電装置を設置する場合には、300 万円を限度とする。

(3) 低公害車用燃料供給設備に係る課税標準の特例措置【延長】 (固定資産税)

低公害車（電気自動車、天然ガス自動車及び燃料電池自動車）の燃料供給設備に係る固定資産税の課税標準を 3 年間 3 分の 2 とする措置を 2 年延長する。

(4) グリーン投資減税（仮称）【延長・見直し】（所得税、法人税）

「エネルギー基本計画」改定に伴う、エネルギー政策全般の見直しをうけて、エネルギー需給構造改革推進投資促進税制を見直し、今後横断的に普及加速化を促す必要のあるものであって、相当程度の効果（省エネ、CO₂削減）が見込まれる設備・機器を取得し、その後 1 年以内に事業の用に供した場合に、税制優遇を受けられる措置を創設する。

(5) 環境未来都市整備促進法（仮称）に基づく特例措置【新規】

環境未来都市整備促進法（仮称）に基づき、税制のグリーン化等による環境未来都市の支援を行う。

2 公害防止、廃棄物・リサイクル対策の推進

(1) 排出ガス規制新基準に適合した特定特殊自動車に係る課税標準の特例措置【新規】（固定資産税）

特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律に基づき、平成 23 年排出ガス新基準を満たし、基準適合表示の付された特定特殊自動車(オフロード車)のうち、固定資産税のかかるものについて、課税標準を最初の 5 年間 3 分の 1 とする（ただし、定格出力帯別の規制開始日前の取得分に限る。）。

(2) 産業廃棄物処理用設備等に係る特別償却制度【延長】(所得税、法人税)

PCB 汚染物等無害化処理用設備及び石綿含有廃棄物等無害化処理用設備に係る特別償却制度(初年度 14/100)について、適用期限を2年延長する。

(3) PCB 廃棄物処理事業に係る税制上の特例措置【延長】(不動産取得税)

ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法において、全国のポリ塩化ビフェニル(PCB)廃棄物の処理が義務づけられており、これを処理することを目的として設立された日本環境安全事業株式会社が、PCB廃棄物処理の用に供する不動産を取得した場合に係る不動産取得税の非課税措置について、適用期限を3年延長する。

(4) 産業活力再生特別措置法に基づく税制優遇措置【延長・見直し】(不動産取得税、登録免許税)

産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法に基づく認定を受けた者に係る優遇措置について、所要の見直しを行う。

ア 産活法に基づく資源生産性革新計画等の認定計画に従って事業譲渡される不動産に係る不動産取得税の1/6を減額する措置について適用対象に関して適切な見直しを行った上、適用期限を1年延長する。

イ 産活法の認定計画に係る登録免許税を軽減する措置について、現在検討中の産活法改正を踏まえて、本措置の適用対象計画について必要な改組を行う。

3 自然環境の保全・環境保全活動の促進

(1) 都市の緑の創出に資する緑化施設に係る課税標準の特例措置【延長・拡充】(固定資産税)

以下の固定資産税に係る特例措置を2年間延長するとともに、緑化施設整備計画の認定に係る緑化施設の面積の算出方法のうち、建築物の外壁の直立部分に整備された緑化施設について変更する。

- ア ・緑化重点地区内の認定緑化施設(建築物の敷地面積が500㎡以上)
- ・緑化地域等内の認定緑化施設(300㎡以上)〈緑化義務のない建築物に設ける場合〉課税標準5年間 1/2
- イ 緑化地域等内の認定緑化施設(300㎡以上)〈緑化義務のある建築物に設ける場合〉課税標準5年間 1/3

〔現行：建築物の外壁の直立部分に整備された緑化施設にあっては、緑化施設が整備された外壁の直立部分の水平投影の長さの合計に1メートルを乗じて得た面積。〕

(2) 国立公園特別保護地区等の生物の多様性の保全上重要な土地に係る税制上の特例措置【新規】(相続税)

国立公園特別保護地区等の生物の多様性の保全上重要な土地について保全を一層促進するため、環境大臣と自然公園法に基づく風景地保護協定が締結された土地については、物納の要件緩和の特例措置を講ずる。

(3) 生物の多様性の保全を目的として民間の団体が行う土地の取得又は所有に係る税制上の特例措置【新規】(不動産取得税、固定資産税)

公益社団法人及び公益財団法人であって生物の多様性の保全を目的とするものが、その目的のために取得する土地については、不動産取得税を非課税とし、また、その目的のために所有する土地については、固定資産税を非課税とする。

(4) 認定NPO法人に対する所得税の税額控除制度の導入等「新しい公共」関連の特例措置(所得税)【新規】

認定NPO法人に対する寄附金にかかる所得税の税額控除制度の導入等「新しい公共」関連の特例措置を創設する。

(5) 環境教育・環境保全活動拠点に係る税制上の特例措置【新規】(固定資産税、都市計画税)【新規】

自然体験活動の場その他の多数の者を対象とするのにふさわしい環境保全の意欲の増進に係る体験の機会(以下「体験の機会」という。)として地方公共団体又は国から認定を受けた土地又は建物について、当該土地又は建物を、地方公共団体、地方公共団体を構成員に含む協議会又は認定特定非営利活動法人等が体験の機会として利用する場合、その程度に応じて、当該土地又は建物の所有者に対する固定資産税及び都市計画税の減免措置を講じる。

4 研究開発の促進

(1) 試験研究費の総額に対する税額控除（R&D税制）【延長・拡充】 （所得税、法人税）

試験研究費の額の一定割合の金額をその事業年度の税額から控除する措置について、控除上限の引き上げ措置の恒久化等を行う。

(別紙)

「地球温暖化対策のための税」の骨子

1. 基本的な考え方

【課税対象】

- ガソリン、軽油、重油、灯油、航空機燃料、天然ガス、LPG、石炭といった全ての化石燃料を対象に、幅広く負担を求める。

【税率】

- CO₂ 排出抑制効果や、国の地球温暖化対策に必要な所要財源、各化石燃料の担税力、国際的な税負担のバランスを勘案しつつ、税率を設定。

【課税の基本的な仕組み】

- 現行の石油石炭税の課税対象である全化石燃料については、家庭を含めた幅広い分野をカバーし、執行が容易・確実となるような簡素性を考え、輸入者・採取者の段階（現行の石油石炭税の課税段階）で課税する。その税率は CO₂ 排出量に応じたものとする。
- ガソリンについては、
 - ・ 他の主要国でも他の化石燃料に比べ高率の課税が行われていること
 - ・ 運輸部門の CO₂ 排出量に占める割合が多いこと
 - ・ 運輸部門の多くの部分は国内排出量取引制度で直接にカバーされないことから CO₂ 排出抑制効果が働かないことから、これに加えて、製造者等の段階（現行の揮発油税の課税段階）で、上乗せの負担を求める。

【実施時期】

- 平成 23 年度から実施する。

2. 全化石燃料への課税

【課税の具体的仕組み】

- 原油、石油製品（ガソリン、軽油、重油、灯油、航空機燃料）、ガス状炭化水素（天然ガス、LPG等）、石炭を対象に輸入者・採取者の段階で課税する。

【軽減措置】

- 現行石油石炭税で免税となっている以下については、輸入者、採取者段階の課税の下でも執行できるシステムが整っていることや、政策的必要性が認められることから、免税とする。
 - ・ 製品原料としての化石燃料（ナフサ）
 - ・ 鉄鋼製造用の石炭・コークス
 - ・ セメントの製造に使用する石炭
 - ・ 農林漁業用A重油

【使途】

- エネルギー起源 CO2 の排出抑制対策に全額充てることとし、その具体的仕組みについては、現行エネルギー対策特別会計を活用しつつ、経済産業大臣と環境大臣が管理する。その名称等については、歳出の具体的内容、地球温暖化対策の中での位置づけを勘案のうえ、年末までに検討する。

【税率】

- 原油、石油製品、ガス状炭化水素、石炭に CO2 排出量に応じた負担を求めるが、その具体的な税率水準については、エネルギー起源 CO2 の排出抑制に向けた財源、CO2 排出抑制効果、国際的な税負担のバランスを勘案し、年末までに決定する。

3. ガソリンへの上乗せ課税

【課税の内容】

- 現行のガソリン税に係る「当分の間の税率」について、その CO2 排出抑制効果を税制上明確に位置づけ、かつ、現在の抑制効果を最低限維持する観点から、税の名称を変えつつ、現行負担水準を維持する。

【使途】

- 地球温暖化対策の歳出・減税に優先的に充てることとするが、特定財源とはしない。

Ⅲ. 平成 23 年度環境省財政投融资に関する要求の概要

中小企業金融公庫・国民生活金融公庫において、中小企業者に対する現行の環境・エネルギー対策貸付を継続して実施しつつ、以下の点について拡充を行う。

1. 廃棄物の再生利用等の促進

産業廃棄物処理関連施設に係る設備投資に対する低利融資について、廃棄物処理法の改正を踏まえ、廃棄物の適正な処理及び循環的利用を一層促進するため、熱回収施設設置者認定を受けようとする事業者による熱回収施設の設置等について現行より低利にする。

2. 低公害車等の普及の促進

低公害車等の普及を促進するため、低公害車等の取得に係る設備資金に対する低利融資について、プラグインハイブリッド自動車及び燃料供給設備（電気充電設備、天然ガス充填設備）を対象に追加する。

3. 低公害型の建設機械・オフロード車の普及の促進

低公害型の建設機械・オフロード車の普及を促進するため、排出ガス規制の強化等を受けて、新基準適合車の取得について現行より低利にする等を行う。

4. 中小企業の環境配慮経営の促進

エコアクション21の認証取得企業あるいは取得見込み企業の環境配慮にかかる設備投資及び運転資金に対する低利融資制度について、中小事業者における環境配慮への取組を一層促進するため、運転資金をより幅広い資金使途に用いることができるようにする。